

新型コロナウイルスまん延防止等重点措置への取り組みについて（続報）

当金庫は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、出勤者数の削減、人との接触の低減に向け、休暇の取得、通勤手段の変更等に取り組んでおります。

なお、9月13日（月）のまん延防止等重点措置解除後の取り組みも含めて記載しております。

取組内容	対象とする職員の範囲	目標等	実施期間
有給休暇取得	全役職員	最低5日間 以上の取得	～12月30日（木）
		（うち4日間 以上の取得）	（8月20日（金） ～10月29日（金））
特別休暇取得	ワクチン接種役職員	接種日	6月17日（木）～
交通手段変更	公共交通機関（電車・バス）の通勤利用者	利用停止 （駐車場等費用補助）	8月20日（金）～ 10月29日（金）

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う医療機関のひっ迫状況や近隣都県を含めた感染拡大の状況を踏まえ実施期間を見直す場合があります。

また、当金庫では、お客様および職員への新型コロナウイルス感染防止、健康・安全確保のため、以下の取り組みを実施しております。

- 窓口や応接室にアクリル板と消毒液を設置（定期的なアルコール消毒を実施）
- 職員の移動削減による人流の抑制、お客様との面談機会削減による感染リスク低減のため、令和3年8月23日から令和3年9月10日までは外訪活動を原則中止、まん延防止等重点措置解除後の9月13日以降も必要最小限にとどめての外訪活動再開
- 職員が発熱、せき、のどの痛み等の体調不良を訴えた場合は、その職員に対し医療機関の受診・PCR検査の受検を指示
- お客様からの相談に際し、本部と営業店間のテレビ会議システムを使用したりリモート対応
- 金庫内での会議や研修は、テレビ会議システムを使用したりリモート開催
- 令和3年9月10日まで昼休みの外食は禁止、9月13日以降も外食時の同行人数を限定することとし、取引先支援のためにテイクアウトの利用を推進

以上